○公正取引委員会規則第五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「三十三人」を「三十一人」に改める。

第二条の四第一項中「五十七人」を「六十人」に改める。

第二条の六第一項中「三百十七人」を「三百四人」に改める。

第五条第一項中「第四条の二第一項第五号の事務及び前条第一項の事務」を「北海道事務所、東北事務所、九州事務所及び中国支所の第一審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項及び次項の事務を、中部事務所の第一審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに次項、第三項及び第五項の事務」に改め、同条第二項中「第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに次項第二号及び第五号、次項並びに第五項の事務」に改め、同条第三項中「第四条の二第一項第五号の事務及び前条第一項の事務」を「中部事務所の第三審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに第一項第二号及び第五号並びに前項の事務を、近畿中国四国事務所の第三審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに第一項第二号及び第五号、前項並びに第五項の事務」に改め、同条第四項中「次項」の下に「各号」を加え、同条第五項中「第四条の二第一項第五号の事務及び前条第一項の事務」を「第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに第一項第二号及び第五号、第二項並びに第三項の事務」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

国家公安委員会委員長　松本　純

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（警察庁の定員）

第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三九〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二五五人	
刑事局	三七二人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三三七人	
交通局	一五二人	
警備局	三〇八人	外事情報部の定員を除く。
外事情報部	二六六人	
情報通信局	三三七人	
計	二、四一七人	うち、一、四〇九人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一八四人	
科学警察研究所	一二六人	
皇宮警察本部	九二七人	うち、八八七人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二三七人	うち、七七人は、警察官とし、八八七人は、皇宮護衛官とする。

改正前

（警察庁の定員）

第一条　［同上］

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三八九人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二四一人	
刑事局	三七二人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三四〇人	
交通局	一四六人	
警備局	三〇八人	外事情報部の定員を除く。
外事情報部	二五〇人	
情報通信局	三三〇人	
計	二、三七六人	うち、一、三九二人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一八四人	
科学警察研究所	一二六人	
皇宮警察本部	九二一人	うち、八八一人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二三一人	うち、七七人は、警察官とし、八八一人は、皇宮護衛官とする。